

**特集**

## 戦略大綱で見えてくる 地域主権のグランドデザイン

「寄稿1」「地域主権戦略大綱」について……………10

内閣府地域主権戦略室次長 ● 望月達史

「寄稿2」3頭立ての馬車を乗りこなせるか……………16

国と地方の協議の場で主導権を……………

共同通信社編集委員兼論説委員 ● 鎌田 司

「講演要旨」補助金の二括交付金化について……………20

地方財政審議会会長 ● 神野直彦

■とっておき！美しい都市の景観……………3

栃木市(栃木県)「蔵の街」

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ(服部幸應 監修)……………4

独特の粘り気で酷暑を乗り切る オクラとトマト、長芋の土佐酢和え

**動き**

■世界の動き／暗雲漂うアフガン戦争……………22

時事総研客員研究員 ● 金重 紘

■経済の動き／福祉大国は累進課税を重視しているのか……………24

東京大学大学院教授 ● 伊藤元重

■自治の動き／1丁目1番地からの引越……………26

ジャーナリスト ● 松本克夫

■環境フォーラム 地球環境保全対策と都市自治体の対応……………28

「講演要旨」環境問題への都市の挑戦……………

東京大学名誉教授 ● 月尾嘉男

■マイ・プライベート・タイム……………38

薫製づくり……………

伊那市長 ● 白鳥 孝

■わが市を語る……………42

◆市民の皆さまとの協働のまちづくり……………

須賀川市長 ● 橋本克也

◆ビューティフル・ウィンドウズ運動で誇りの持てるまちへ……………

足立区長 ● 近藤やよい

◆清須越四百年事業による清須市の魅力の発信……………

清須市長 ● 加藤静治

◆宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり……………

宇治市長 ● 久保田 勇

◆「瀬戸大橋のまち」から『古のロマンのまち』へ……………

坂出市長 ● 綾 宏

■新市紹介……………52

「水と緑と文化の調和した元気都市づくり」にチャレンジ……………

加須市長 ● 大橋良一

「二生涯、住み続けたいまち『あまぎ』の実現に向けて……………

あま市長 ● 村上浩司

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人々……………54

主権政府は朝廷か幕府か―川路聖謨(八)―……………

作家 ● 童門冬一

■編集後記……………58

■都市のリスクマネジメント……………40

コスト削減と危機管理

明治大学政治経済学部教授、明治大学危機管理研究センター所長 ● 中邨 章

■全国市長会の動き― Mayors' Action ……56

■発見！驚き！「市政」トリビアクイズ……………58



### 市政ルポ……………32

小牧市(愛知県)

心の故郷はわがまちのシンボル・小牧山！  
信長の先進性に学ぶ多面体の文化都市づくり

小牧市長 ● 中野直輝

表紙イラスト：山本 陽  
本文イラスト：細田雅亮

# 特集

## 戦略大綱で見えてくる 地域主権のグランドデザイン

「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「補助金の一括交付金化」などの方向性を指し示す「地域主権戦略大綱」は、地域主権戦略会議での活発な議論を経て、本年の6月に閣議決定されました。平成25年までの地方分権（地域主権）改革の羅針盤ともなる大綱には大きな関心が寄せられています。

今回の特集では、地域主権戦略大綱の概要と今後の地方分権改革への影響、さらに全体の評価について、識者の方にご寄稿いただきました。また、今回の大綱策定に関して行われた神野直彦氏の講演要旨も合わせて掲載します。

寄稿 1

### 「地域主権戦略大綱」について

内閣府地域主権戦略室次長 望月達史

寄稿 2

### 3頭立ての馬車を乗りこなせるか 国と地方の協議の場で主導権を

共同通信社編集委員兼論説委員 鎌田 司

講演要旨

### 補助金の一括交付金化について

地方財政審議会会長 神野直彦

# 「地域主権戦略大綱」について

内閣府地域主権戦略室次長

望月達史 もちづきたつし



## はじめに

地域主権戦略大綱が、平成22年6月22日に政府として閣議決定された。これは、これまでの地域主権改革の取組を総括し、今後の方向付けをするものである。

地域主権戦略大綱については、地域主権戦略会議の初会合（平成21年12月14日開催）で原口副議長から提出された「地域主権戦略の工程表（案）」（以下「原口プラン」という。）において、平成22年夏を目途に策定することが初めて明らかにされた。これ以降、地域主権戦略会議では、地域主権戦略大綱の策定に向けて、概ね月1回の頻度で会議が開催され、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限移譲」、「ひも付き補助金の一括交付金化」、「国の出先機関改革」を中心に、政治主導で取組が進められた（原口プランに掲げられたその他の個別改革課題については、それぞれ関係府省において取組が進められた）。第5回会合（平成22年5

月24日開催）において、逢坂内閣総理大臣補佐官が原口副議長からの依頼を受けて試案として大綱の骨子案を提出し、さらに、この骨子案に関する議論等を踏まえ、各課題別担当主査と連携して大綱案を取りまとめ、同年6月21日に開催された第3回国と地方の協議及び第6回会合を経て、今般、閣議決定するに至ったものである。

改革の工程について整理している。まず、我が国の直面する社会経済情勢の変化や課題についての現状認識を示し、「時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応するためにも、地域主権改革を断行する必要がある」として、地域主権改革をより大きな視点から位置付けている。そして、国と地方が適切に役割分担するようにするとともに、地域の様々な資源を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくることとしている。

## I 地域主権改革の全体像

本大綱は、全10項目で構成され、「第1」が総論的な部分、「第2」以下が各論的な部分に当たる。これまでの地域主権改革の取組を総括し、今後の方向付けをするものという本大綱の性格から、「第1 地域主権改革の全体像」では、政府が推進する地域主権改革の理念と定義を改めて簡潔に提示した上で、地域主権改革が目指す国のかたちや

国のかたちについては、「地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく」とし、「補完性の原則」に基づき、国と地方が適切に役割分担する姿を目指すこととしている。その中でも、「基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」としている。これを基本として、「国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担する」と

もに、「地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく」ことを基調としている。併せて、「住民による選択と責任」についても言及している。

続いて、本大綱そのものの位置付けにつ

いて、「地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、（中略）地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするもの」とした上で、今後、「本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に『地域主権推進大綱（仮称）』を策定」することとしている。

## II 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、地域主権改革を実現する上で大きな意義を有することにかんがみ、地方分権改革推進委員会の第3次勧告（平成21年10月）が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、具体的な見直し検討作業が本格的に進められた。

同計画策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、同計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、引き続き見直しを進めてきた結果、今般、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項）（第3次勧告に対し、項目ベースで84%の実施率を達成）。今後、大綱別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する」としている。

図1 「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」の概要

平成22年6月

√第2次見直しにおいて83%の実施率を達成（項目ベース）  
√分権委員会第3次勧告に対し84%の実施率を達成（項目ベース）

〔第1次・2次見直しの状況〕

|        | 第3次勧告対象 |                      |       |                      | 第2次勧告対象 |       | 合計    |       |
|--------|---------|----------------------|-------|----------------------|---------|-------|-------|-------|
|        | 項目ベース   |                      | 条項ベース |                      | 見直し実施   |       | 見直し実施 |       |
|        | 見直し対象   | 見直し実施                | 見直し対象 | 見直し実施                | 項目ベース   | 条項ベース | 項目ベース | 条項ベース |
| 第1次見直し | 66      | 59                   | 44    | 65                   | 4       | 18    | 63    | 121   |
|        |         | 15                   | 141   | 38                   |         |       |       |       |
| 第2次見直し | 370     | 308 (83%)            | 209   | 434                  | 0       | 10    | 308   | 538   |
|        |         | 99                   | 748   | 94                   |         |       |       |       |
| 合計     | 436     | 367 (84%)            | 889   | 631 (71%)            | 4       | 28    | 371   | 659   |
|        |         | 上段:勧告実施<br>下段:勧告一部実施 |       | 上段:勧告実施<br>下段:勧告一部実施 |         |       |       |       |

そして、第3次勧告に盛り

今後、地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行うとともに、第2次勧告（平成20年12月）において見直し必要があるものとされたものについても見直しを進めることとしている。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいくこととしている。

図2 「基礎自治体への権限移譲」の概要

平成22年6月

分権委員会第1次勧告に対し、72%の実施率を達成（項目ベース）

|          | 項目ベース |            |   | 条項ベース |            |    |
|----------|-------|------------|---|-------|------------|----|
|          | 検討対象  | 権限移譲等を行うもの | ※ | 検討対象  | 権限移譲等を行うもの | ※  |
| 第1次勧告事項分 | 82    | 59 (72%)   | 6 | 384   | 207 (54%)  | 34 |
| 追加分      | —     | 3          | — | —     | 10         | —  |
| 合計       | —     | 68         | — | —     | 251        | —  |

※：一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの

### III 基礎自治体への権限移譲

基礎自治体への権限移譲については、「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠」との基本的な認識に立ち、「都道府県と市町村の間の事務配分を『補完性の原則』に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に身近な基礎自治体が広く担う」としている。

具体的には、地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月）に掲げられた権限移譲を行うべき事務について検討を行い、結論を得た（68項目、251条項（第1次勧告に対し、項目ベースで72%の実施率を達成）。今後、大綱別紙2に掲げる事務に關し必要な法制上その他の措置を講じることとし、義務付け・枠付けの見直しと同様に、「法律の改正により措置すべき事務については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する」としている。

併せて、円滑な権限移譲の実現に向けた基礎自治体や国及び都道府県の取組について言及している。「まずは権限の移譲を受ける基礎自治体自身の主体的な取組が必要である」とするとともに、国及び都道府県は確実な財源措置や円滑な引継ぎ、研修等により適切に支援していくこととしている。

は、これに伴う財源を確保することとし、人員の移管等の仕組みを「人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備」、「人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール

今後は、大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、第1次勧告に掲げられた事務のうち、残されたものの移譲の実現に向け、引き続き検討を行うこととしている。また、地方からの新たな提言や、条例による事務処理特例制度の活用状況等も踏まえ、基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行うこととしている。

### IV 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

国の出先機関改革については、本大綱策定に向けて基本的な考え方を取りまとめるため、全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの「中間報告」についてのヒアリングや全国市長会、全国町村会からのヒアリング、「公開討議」を行い、地域主権戦略会議において北川正恭主査から提出された「出先機関改革の基本的論点」等を基に議論が進められた。

本大綱では、まず、改革の理念として、「補完性の原則」の下、「国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする」と掲げている。この理念に沿って、「『原則廃止』の姿勢の下、ゼロベースで見直す」とし、「事務・権限の

等の構築」という方向で検討・構築することとしている。

また、事務・権限の地方自治体への移譲の実効性を確保する観点から、柔軟な取組として、「地方の発意による選択の実施による柔軟な取組を可能とする仕組み」や「自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域の実施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組み」を検討・構築することとしている。

今後は、まず各府省において所管する出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告し、同会議は当該「自己仕分け」の内容を精査し、同会議としての事務・権限仕分けを行う。一連の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、「個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取組方針及びその実現に向けた工程やスケジュール、組織の在り方を明らかにする『アクション・プラン（仮称）』を年内目途に策定する」としている。また、「地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年の通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする」としている。



地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る」としている。

個々の事務・権限については、「その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方自治体に移譲する」とし、「地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（事務・権限仕分け）を行う」とし、この「例外的な場合」を限定列挙している。また、地域主権改革に資するものかどうかの観点から総合的に勘案すべき事項を整理している。

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際して

### V ひも付き補助金の一括交付金化

ひも付き補助金の一括交付金化については、本大綱策定に向けて基本的な考え方を取りまとめるため、関係府省や全国知事会、全国市長会、全国町村会からのヒアリング、主要国における地方向け補助金の調査を行い、地域主権戦略会議において神野直彦主査から提出された「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」等を基に議論が進められた。

本大綱では、「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する」と掲げ、こうした目的から、「一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない」との原則を提示している。

一括交付金の対象範囲に係る基本的考え方として、「最大限広くとる」、「地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする」とし、対象範囲について、「社会保障・義務教育関係」については「基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする」、「一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する」等の方針に基づいて整

理し、投資に係る補助金等については平成23年度以降、経常に係る補助金等については平成24年度以降段階的に実施することとしている。

制度設計に当たっては、「できる限り大きいブロックに括る」、「ブロックごとに用途を自由にする」とし、また、地方の自由度拡大のため「国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す」などとしている。配分・総額については、「地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する」、「現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする」、「地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する」、「総額は、一括交付金の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する」などとしている。

今後、平成23年度からの導入に向けて、「一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金の内容を決定する」としている。

## VI 地方税財源の充実確保

地方税財源については、平成22年度地方財政計画において、地方交付税総額が出口ベースで前年度比1・1兆円増と大幅に増

額された。

本大綱では、「地域主権改革の工程及び平成22年度税制改正大綱の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進する」としている。基本的な考え方として、「国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す」とし、具体的には、「国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する」、「国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す」、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する」としている。

また、地方公共団体の厳しい財政状況等に適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の適切な確保を図る」としている。

## VII 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金については、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素

地方自治法基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）について総務省の地方行政検討会議において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出する」としている。また、併せて、「現時点における地方自治法の抜本見直しに関する基本的な考え方」（地方公共団体の基本構造、議会制度、監査制度、財務会計制度）が示されている。

## IX 自治体間連携・道州制

自治体間連携・道州制については、第5回会合での大綱の骨子案についての議論の冒頭、原口副議長から「あくまで基礎自治体中心主義ですが、現在の道州制特区法では、実質北海道しか動かせません。私たちは究極の道州制も視野に入れて、この大綱の中にもどのように盛り込むかということについても御議論いただければと思っています」との発言があった。

本大綱では、「広域自治体の在り方については、地域の自主的判断を尊重しつつ、自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要である」との基本的考え方に基つき、今後、国としては、「地域主権改革を推進する中で、こうした連携等の形成に対する支援の在り方を検討」し、さらには、「地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる『道州制』についての検討も射程に入

案」が決定され、平成22年度は、維持管理に係る負担金制度が廃止（特定の事業に係るものは平成23年度に廃止）された。

本大綱では、同工程表（素案）と同様に、平成25年度までの間、「直轄事業負担金の問題は、（中略）関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後在り方について結論を得る。このため、同ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める」としている。

## VIII 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）については、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本見直しの案を取りまとめるため、総務省において地方行政検討会議が開催され、鋭意議論が進められている。

本大綱の策定に先立ち、同検討会議において第一分科会の西尾勝主査と第二分科会の確井光明主査から「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」の案が提出された。これを基に、同検討会議での意見等を踏まえ、総務省において「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」が取りまとめられ、本大綱に盛り込まれることとなった。

本大綱では、まず、「地域主権改革が目に見える形で具体的に進められるためには、

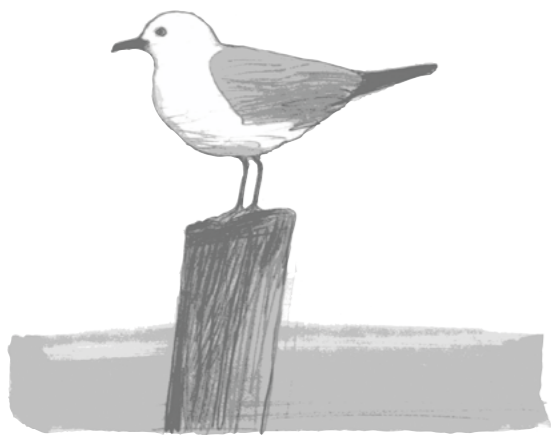
れていく」と整理している。

また、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）については、「広域連合などにより広域自治体が自主的に連携した場合には積極的に国の事務・事業の移譲を進めるといふ観点から所要の検討を行う」としている。

## X 緑の分権改革の推進

緑の分権改革については、その推進体制として、総務省に「緑の分権改革推進本部」、「緑の分権改革推進会議」が設置されている。

本大綱では、基本的考え方として、「地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、『地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会』の構築を目指す」、「緑の分権改革」を推進していく」としている。併せて、改革のモデルとなる取組の構築や課題の抽出及び解決策の検討、成果の周知、課題に対する制度的対応、地域の人材をエンパワーするための人材育成、連携交流等の具体的取組を挙げている。また、定住自立圏構想の推進や、過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等についても言及している。



# 3頭立ての馬車を乗りこなせるか 国と地方の協議の場で主導権を

共同通信社編集委員兼論説委員

鎌田 司 かまた つかさ



参院選挙で与党民主党が大敗、過半数の議席を割り込んだことで「地域主権改革」の行方に暗雲が漂っている。選挙直後に和歌山市で開催した全国知事会議では知事の中に改革の先行きを危ぶむ意見が相次いだ。「今後は政府、与党より野党への働き掛けが重要になる」と、「国会対策」を求める意見も出た。おそらくほかの地方団体も知事会と同じ気持ちだろう。

昨年の衆院選で政権交代を果たし発足した鳩山内閣は地域主権改革を「1丁目1番地」と位置づけ、改革推進の司令塔の触れ込みで鳩山由紀夫首相自ら議長を務める地域主権戦略会議を発足させた。また地方自治法の抜本改正による「地方政府基本法」の制定や議会改革を進めるため、原口一博総務相が議長を務める地方行政財政検討会議も設置した。さらに地方側が実現を働き掛けてきた「国と地方の協議の場」設置法案を、地

域主権改革関連3法案の一本として通常国会に提出するなど、自民党長期政権時代の分権改革とは全く異なる舞台装置を整えることに専念してきた。

沖繩・普天間問題などで総辞職した鳩山内閣を引き継いだ菅内閣が参院選直前に閣議決定した「地域主権戦略大綱」は、一括交付金化や出先機関見直しなどの推進スケジュールを盛り込んでいる。

しかし参院選の敗北により、先の通常国会で継続審議になった地域主権改革関連3法案が、秋の臨時国会以降に成立する見通しすら立っていないのが現状だ。鳴り物入りで始まった地域主権改革は舞台装置も中途半端で、何一つ実現しなまま推移することになりかねない。政権交代後1年もたないうちにこんな政治状況になるとは誰が予測できただろうか。

そんな先行きの見通しが困難なことを承代に指摘したように、地域主権戦略会議の「政治主導」の意気込みはすっかり冷めてしまったようだ。

## 一括交付金化

地域主権戦略大綱では具体的な改革対象を9項目挙げている。このうち最大の柱は民主党が昨年の衆院選マニフェストに大々的に掲げていた「ひも付き補助金の一括交付金化」であろう。

既に指摘したように、地域主権戦略会議に神野氏が提出した試案の内容の重要な部分が修正された。例えば試案では一括交付金化の原則の中に「地域が『自己決定できる財源』としてデザインされなければならない」とあったが、「地域が『自己決定できる財源』の部分削除された。補助金を維持したい国土交通省によるとされる。

一括交付金の対象範囲をめぐっては、試案の「現金給付は国、サービス給付は地方」を原則に整理するとして部分が削除され、整理の仕方があいまいになった。国の義務的な負担となっている「社会保障・義務教育関係」でも、試案では全国画一的な保険・現金給付に限定して一括交付金の対象外とすることにしていたが、対象外の範囲を拡大する文言が加わった。

一括交付金のくくり方でも、「各府省の枠

知の上で、鳩山内閣から菅内閣に引き継がれた「地域主権のグランドデザイン」を中心に思うことを述べてみたい。

## 地域主権戦略大綱

既に指摘したように参院選の直前に、地域主権戦略大綱が閣議決定された。大綱は「ひも付き補助金の一括交付金化」や「国の出先機関の原則廃止」「地方政府基本法の制定」など、地域主権戦略会議や地方行政財政検討会議が取り上げた課題に対する基本方針や今後の工程などを盛り込んでいる。地域主権改革の全体像を提示したということが出来る。原口総務相が昨年12月に今後数年間の検討スケジュールを提示した「原口プラン」で、「今夏」としていたとおりの決定となった。

しかし、内容には疑問符が付くことが少なくない。手続き面でも首を傾げたくならない。超えて」が「各府省の枠にとられず」に変わった。一見同じように見えるが「霞が関文学」では似て非なのだそう。こうすると国土交通省の場合、本年度予算で創設した社会資本整備総合交付金を温存できる余地が残るとされる。社会資本整備総合交付金は各事業縦割りの「ミシン目」が残り、地方の評判は芳しくない。

一方で試案にはなかった文言が追加された部分もある。国が一括交付金化の実施状況を点検するとして部分が追加された上で「その際会計検査院の検査も活用する」と念の入れようである。さらに制度設計に当たっては「地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とすることも付け加わった。霞が関が一括交付金化の制度設計にかかわり、運用にも口出しすることを容認した内容になったのである。

2010年度予算で地方向けの補助金総額は21兆円に上る。補助金は国が地方をコントロールする手段になっており、真の分権実現を妨げる大きな要因になっている。地方にとって理想は税源移譲による独自財源確保だが、一括交付金はそこへ至るまでの過渡的措置として地方はそれなりの期待をし見守ってきた。

しかし和歌山市の全国知事会議では、霞

ことが起きた。参院選直前に内閣交代というハプニングがあり、慌ただしく開かれた地域主権戦略会議ではほとんど議論もせず承認され閣議決定に持ち込まれた。菅内閣でも留任した原口総務相が、参院選で地域主権改革をアピールするため閣議決定にこだわったとされている。

こうして参院選前に慌ただしく決定したことが、内容に重大な影響を及ぼしたといわれている。今後の地域主権戦略会議の運営や在り方にもかわることであり、看過できない問題をはらんでいる。

大きな問題は、「霞が関」の介入を認めたことにある。後で詳述するが、例えば一括交付金化をめぐる財務省や国土交通省の横やりが入り、地域主権戦略会議のメンバーで一括交付金化などの担当主査を務める神野直彦東大名誉教授の試案の重要部分が修正されてしまった。神野試案は、ひも付き補助金の一括交付金化に当たって、省庁の枠を超えて大きくくりすることなど基本的な考え方をまとめたもので、5月24日の地域主権戦略会議では多くの賛同を得ていた。

昨年12月発足した地域主権戦略会議は、地域主権改革の方針を論議し決定する場であったはずである。ところがまともな議論をせず、その上会議の外で「霞が関」の介入を許してしまった。これでは自民党政権時

が関の介入を知った知事から「地方の自由度を高める制度を会計検査院がチェックするか」「総額が減った三位一体改革の二の舞になりかねない」といった不満や不安の意見が続いた。会議では国交省や農林水産省などにまたがる汚水処理事業補助金の一本化を提案することを決めた。秋以降の制度設計の論議に国と地方の協議の場などを通じて、地方からしつかり声を上げていく必要がある。

霞が関の介入問題に関連して言えば、出先機関改革に関して各府省に所管する出先機関の事務・権限仕分け（自己仕分け）をさせ、結果を8月末までに地域主権戦略会議に報告を求めたことも解せない。

地方分権改革推進委員会のヒアリングでも明らかだったように、各府省に任せたら、「お手盛り仕分け」になるのは目に見えている。自分たちの身を削ることに本気で取り組むとは思えないからだ。

全国知事会は既に8府省15系統出先機関の528事務を仕分けした結果を明らかにしている。296事務を地方に移管、135事務は国に残し、97事務は廃止や民営化などをするとし、国交省の地方整備局や農水省の地方農政局など8機関は全部または大半の事務移管が可能としている。特に高規格幹線道路を除いた直轄国道、一つの都道

と責任で基本構造を選択できる仕組みを検討する。また二元代表制を前提にどのような異なる組織形態があり得るかも検討するとしている。さらに議会改革では、「住民の縮図」として幅広く住民の意見を反映するよう、選挙制度改正の是非についても検討する方針を掲げた。

橋下知事らが提案する議員の執行機関兼職制に対しては、地方6団体や研究者の間から、「議会の監視機能が形骸化する」として否定的な意見が多い。ただ問題は多くの議会が政策立案の役割を執行部任せにしていることである。首長には「勉強不足の議会が執行部の足を引っ張っている」という不満がある。

今回は長年ある意味で形式的に続いてきた「二元代表制」の在り方を考え直す機会ととらえたい。とりわけ議会改革では、サラリーマンや女性が議員として活動できる仕組みをつくる必要がある。女性議員を増やすため海外では導入が広がっている「クオータ制」など大胆な制度を検討してもらいたい。

地方自治法の抜本見直しに関連して、大綱では自治体の監査制度についても現行制度を抜本的に再構築するとしている。地方行政検討会議の第2分科会では、英国の

府県しか流れない直轄河川や職業安定などを最重点分野に位置づけ、来年の通常国会に移管関連法案を提出、2012年4月から全国一律実施を目指すとしている。

地域主権戦略会議は各府省に対し、全国知事会の仕分けに基づく地方移管をスムーズに実現するための方策を考えさせるべきだろう。地域主権戦略会議が改革の方向を定め、決定する機関であるならこうした指示を出すことは可能はずである。

### 地方政府基本法と監視

地域主権戦略大綱には、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）も盛り込まれた。地方自治法の抜本見直し作業は、地方行政検討会議を舞台に行われている。

地方行政検討会議は、自民党政権時代に設置されてきた首相の諮問機関、地方制度調査会の後継と位置づけられている。地域主権戦略会議が民主党マニフェストに掲げた一括交付金など重点項目や、自民党政権から引き継いだ義務付け・枠付け見直しなど当面の課題を取り扱うのに対し、地方行政検討会議は中長期の課題を論議する役割になっている。

メンバー構成にも違いがある。地域主権戦略会議は閣僚クラスや研究者以外の自治体関係者では、大阪府知事や北九州市長ら

監査委員会に似た機関も提案されているようだ。だが、「集権」の仕組みに陥らないよう慎重な議論が必要だろう。

### 地方一丸で特区申請

冒頭に指摘したように鳩山、菅内閣では地域主権改革を、地域主権戦略会議、地方行政検討会議と国と地方の協議の場という三つの新たな舞台で進めようとしている。第二次分権改革を担った地方分権改革推進委員会や自民党政権時代に設置されてきた地方制度調査会は過去のものになった。

新たな三つの舞台がどのような役割を担うことになるのだろうか。地域主権戦略会議と地方行政検討会議については、比較的役割が分かりやすい。それでは国と地方の協議の場はどうかかわることになるのだろうか。いずれにしても新たな「3頭立ての馬車」をしつかりコントロールできるかどうか、地域主権改革の行方にも影響すると思われる。

地方側にとって最も重要な舞台は国と地方の協議の場であることは間違いない。協議の場設置法案は先の通常国会で継続審議となっているが、自民党など野党も設置法案には賛成しており、まず国会での早期成立を働き掛ける必要がある。

主に大都市関係者が参加しているのに対し、地方行政検討会議は地方6団体からそれぞれ首長、議長が参加し地制調に似た布陣を敷いている。検討会議には二つの分科会が置かれており、第1分科会は自治体の基本構造や議会改革、住民参加の在り方などを、第2分科会は監査制度や財務会計制度の在り方などをそれぞれ検討している。

地方自治法の抜本見直し作業は西尾勝東大名誉教授が主査を務める第1分科会を舞台に論議が進められている。地方自治法は1947年5月、憲法と同日に施行された。第一次分権改革後に大幅改正された以外、制定当時の大枠は変わらず一律の地方制度を細々と規定していることから、多様な自治が実現できるよう抜本改正すべきだという意見が地方側に多い。また二元代表制の一翼を担う議会の活性化策や、自治体への住民参加の仕組みなども長年の課題になってきた。

一方で、議員が執行機関の職員を兼職し機動的な自治体運営ができるようにすべきだという提案が橋下徹大阪府知事から上がっている。現行憲法が規定する二元代表制の中で、こうした仕組みがどこまで可能なのかといった新たな課題も検討対象になる。

大綱では、自治体の基本構造に関して法律で基本的な枠組みをつくり、住民の判断

一括交付金化や出先機関改革など地域主権戦略大綱に盛り込まれた項目は、いずれも地方に大きな影響が予想されるので、協議の場での検討対象に当たる。特に一括交付金化の問題は2011年度予算に関係するので、制度設計の協議を急ぐ必要がある。設置法案が成立していなくても、協議の場開催を働き掛けるべきだろう。

今後地方は地域主権改革の主な論議の舞台を国と地方の協議の場に設定すべきではないか。地域主権戦略会議と地方行政検討会議は、自民党が政権に復帰すれば消滅することになるだろう。しかし国と地方の協議の場が法制化すれば、法律を廃止しない限り政権交代に関係なく存続するからである。

とりわけ今後1年程度の協議の場で、地方が主導権を握ることができると思われる。重要な意味を持つことになるかどうかが、全国知事会議では一括交付金化で汚水処理事業補助金の一本化や、義務付け・枠付け見直しに関連して、福祉施設の設置基準緩和を都道府県一斉に特区申請することなどで合意した。こうした具体的な提案で地方が一丸となって国に働き掛け続けることが、「ねじれ国会」で不透明な政治状況を打開する糸口となるだろう。

講演要旨

# 環境問題への都市の挑戦

東京大学名誉教授 月尾嘉男

## 特別講演

### 地球環境保全対策と

### 都市自治体の対応

東京大学名誉教授 月尾嘉男



2013年以降のポスト京都議定書の国際的な枠組みに向けて、平成21年12月、COP15が開催され、「コペンハーゲン合意」がなされました。また、昨年全国市長会は都市自治体における地球環境保全対策の実践例を取りまとめるなど、今後の持続可能な社会の構築に向けた国民的取り組みの啓発を行っています。

こうした取り組みを踏まえ、全国市長会では6月8日、「地球環境保全対策と都市自治体の対応」をテーマに「環境フォーラム2010」を開催しました。同フォーラムでは、森民夫全国市長会会長の開会あいさつの後、月尾嘉男・東京大学名誉教授による特別講演が行われました。ここでは、その講演の内容をご紹介します。

#### 自然収奪の歴史

地球は奇跡の惑星といわれます。それは、平均表面温度が15℃で、表面の7割が水で覆われているからです。このおかげで多種多様な生物が繁殖できるのですが、このような条件を満た

す惑星は宇宙の中でも稀で、地球が奇跡的に恵まれた星であることが分かります。

地球は46億年前に誕生し、生命が発生したのは40億年前ですが、人類の最初の祖先が登場したのは600万年前です。桁数が違いすぎるので、46億年の地球の歴史を1年に圧縮すると、

人類が登場したのは12月31日になり、その16時に最初の祖先である猿人が誕生、私たちの直系の祖先である新人は23時58分に登場したことになります。

問題は、地球では新参者の人類が短期間のうちに異常に増え、際限なく資源を使っていることです。1万年前には500万人程度であった人口は現在その1000倍以上に、1人の人間が使うエネルギーも100倍に増えています。その結果、人類が使うエネルギーは1万年前と比較して10万倍になっています。これが環境問題の根本の原因です。従って解決の方法は簡単で、人口を減らせばいいのですが、それは難しいので、残された方法はエネルギーや資源の消費を減らすことしかありません。

その具体的な解決方法を探る前に、環境問題の実態を見てみます。極端に言えば「自然収奪」ということです。今後収奪が続けられるのであれば結構ですが、多くの収奪が限界にきています。例えば鉱物資源の大半は数十年後には掘り尽くしてしまうと予測されます。化石燃料も石油の場合は、新たに発見される量を含めても、100年程度で枯渇するといわれています。

森林も同様で、現在、世界ではほぼ北海道の面積に匹敵する森林が1年間に消滅しています。これは1秒につきテニスコート3面分です。この速度で減少していくと、540年後には地球上から木が1本もなくなるといふ事態になります。湿原も減少しており、一例として、北海道の現在の湿原の面積は、1920年と比

べて4割以下です。

生物についても状況は同じです。魚類を例にとると、世界では3万種類が確認されていますが、その4%の1200種類は絶滅危惧種に指定されています。日本国内においては、メダカでさえ絶滅危惧種に指定され、懸命に保護している状態です。

淡水も危機的な状況にあります。地下水の利用が進み、アラブ首長国連邦では1年間の降雨量の13倍も地下水を汲み上げています。近い将来に汲み尽くしてしまうことが分かっています。利用しているわけです。それを象徴する例があります。かつて世界で4番目に大きかった湖「アラル海」では、湖に流れ込む2本の大河の水を農業用水として過剰に使った結果、現在では湖面の面積が3分の1に縮小しました。そのような結果、現在、世界では18%の人々が安全な飲み水を手で汲み、赤痢などの病気で年間180万人が亡くなっているのです。

このようなエネルギーや資源の大量の消費の影響で発生したのが気候変動です。大気温度は1600年に比べて1.2℃上昇し、気象災害も増大しています。年によって多寡はあるとはいえ、2001年と2005年を比較すると、気象災害の被害総額は7倍、損害保険支払金額は8.5倍に増えています。海面上昇も深刻で、世界遺産にも登録されているベネチアのサンマルコ広場では、大潮になるとカヌーで水面を渡ることもできるほど水面が上昇します。

このように自然環境を踏みつけて私たちは生

活を維持しているわけですが、その踏みつけている程度を数値にした「エコロジカル・フットプリント」という概念があります。

これによると、日本で現在の生活を維持するために、1人当たり4.9haの面積が必要ですが、日本の陸地と領海(排他的経済水域は除外)の1人当たりの面積は0.6haにしかならず、4.3haは海外に依存しているのが現状です。世





界全体では、さらに深刻な事態で、現在の世界の平均的な生活を成り立たせるために必要な面積は1人当たり2.7 haですが、実際には2.1 haしか利用可能な土地と水面はないため、1年間に1千万人近くが餓死し、5億人もの人々が餓死寸前といった生活を送っています。

### 生命圏域を基礎にした行動を

このような環境問題には世界全体での対策も必要ですが、「地域」での取り組みも大切です。そのためには「環境科学」が必要ですが、これは世界共通の巨大科学とは異なる「地域科学」であり、研究者だけではない「地域住民」が参加することが重要というところに特徴があります。

地域の概念に関して、農業中心の時代には土地が地域社会の中心となる「地縁社会」、工業時代は職場が中心となる「職縁社会」、交通手段が発達して移動が頻繁になった時代は「交縁社会」、情報通信が重要な社会基盤となる時代は「通縁社会」というように、時代とともに変遷してきました。これらに共通しているのは経済社会を基礎にしていることです。しかし今後は「環境社会」に基づいた概念へと移行していくべきだと思います。

1866年に、ドイツの生物学者エルンスト・ヘッケルが「エコロジー」という概念を提唱しています。これは「生命と環境のさまざまな関係の科学」を指した学問で、生物や環境の部分のみを研究するのではなく、関係する全体

を対象とする学問です。例えば、河川では源流から河口まで連続していますから、上流で汚水を流すと下流に影響が出ます。川の自然を維持しようとすれば、上流から下流までの川だけではなく、関係する山や海までを一体として維持する必要があります。そう考えると、これまでのように各自治体の範囲という行政圏域だけで環境問題を検討するのでは不十分で、ひとまとまりの自然環境を対象とした「生命圏域」で研究し、行動することが必要です。

地域で環境活動を展開するには、経済との関係も大切です。一般に経済(エコノミー)と環境(エコロジー)は対立する概念と考えられていますが、どちらも生命の住処という「オイコス」という言葉を語源としています。そこで両者を融合した「エコロミー」という新しい概念を作り、新しい活動を開始することも重要です。

これから地域が行うことのできる具体的な取り組みについて紹介します。現在、地域ではさまざまなリサイクル活動が行われていますが、これが重要な理由を説明します。例えば1という単位のアルミニウムを生産するためには、85という単位の原石であるボーキサイトを処理する必要があります。しかし、アルミ缶から生産すると3.5あれば1のアルミニウムに戻すことができます。24倍効率がよいわけです。

その意味で非常に注目を集めているのが「都市鉱山」です。世界で一番品位が高い金鉱石を産出する鉱山は日本の菱刈鉱山で、1tの鉱石から60gの金が採れます。しかし、1tの携帯

林した森林です。最近では国外でも国内でも湿原の復元も推進されています。

このような行動の背景には環境の価値の見直しがあります。経済的な手法で、日本の森林の価値を金銭に換算すると70兆円になります。これは土壌の流失防止や雨水の浄化などの役割を金銭に換算した結果です。同様の手法で、世界の自然全体の価値を金銭に換算すると3300兆円と、世界の経済規模の6割にも達します。つまり、これまで経済的には意識されてこなかった自然の価値が見直されてきたのです。だからこそ、自然再生事業は重要なのです。地産地消にも新たな価値が見出されています。一般に地産地消の目的は地域の一次産業の振興と考えられていますが、それ以上に重要な

役割があります。例えばタコについて考えると、スーパーマーケットの店頭に並ぶタコの多くはアフリカ産で、海路を1万km以上運ばれて日本に到着します。国産のタコに比べてアフリカ産のタコを食べる場合、4.8倍もの二酸化炭素が排出されます。環境の面からも地産地消は重要だということが分かります。

### 幸福な地域をつくる

われわれは文明の進歩により、便利な生活、豊かな生活を手に入れましたが、この進歩は素晴らしい一方、代償もあります。

そこで必要なのが伝統の再考です。例えば、江戸時代は5R(リデュース、リユース、リサイクル、リペア、リニューアブル)が完全に組み込まれた社会でした。

暖房は火鉢と炬燵を使い、銭湯に入り、庶民は古着を着る。お椀や雨傘などの壊れた生活用品も、紙くずや馬糞・人糞もリサイクルされ、それを回収する専門業者さえいたので、燃料は炭団、



電話(約8000個に相当)からは300gの金が採れます。菱刈鉱山の鉱石の5倍も品位が高いことが分かります。

自然再生の推進も大切です。世界では森林の伐採が続いているとはいえ、植林も増えてきました。現在の世界の森林の3.5%は人間が植えた。幕末から明治にかけて、日本を訪れた外国人は、現在の世界に存在するただ一つの極楽とまで言っています。同時に、この素晴らしい社会が自分たちの文明(西洋文明)を取り入れることで、崩壊していくだろうと予測しています。現在の日本は、その予測の通りになったのではないかと思います。

最後に、今後の日本が目指すべき社会を考えてみます。戦後の国家目標は経済の発展でしたが、それを達成した現在、日本が江戸時代より幸せな社会になったのかは疑問です。紹介したのは前ブータン国王が提唱したGNH「国民総幸福量」の概念です。人間の幸福を数値で表現することは難しいことですが、イギリスのシンクタンクが「幸福惑星指標」という名称で、環境時代の国家の幸福の程度を計算しています。その結果を見ると、上位は経済的には豊かとはいえない小国が占めています。

小さい単位であっても、幸福は実現できます。各市長におかれては、地域という単位で環境政策を推進されたい、幸福な地域社会を実現していただきたいと期待しています。更に取り組みを深めていく所存であるので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



# 心の故郷はわがまちのシンボル・小牧山！ 信長の先進性に学ぶ多面体の文化都市づくり

なかのなおてる  
中野直輝  
小牧市長

## 小牧山が物語る小牧市の歴史的重要性

平成21年9月5日、愛知県小牧市において「第23回織田信長サミット」が開催された。同サミットは、戦国時代の「三英傑」の中でも戦国武将としてひとときわ優れた獨創性を発揮し、今も国民的な人気を誇る織田信長の足跡にゆかりがあると同時に、そのゆかりをまちづくりのバックボーンとして大切にしている全国の自治体が定期的集まり、開催しているもの（今回から名古屋市が新たに加盟し、現在は10市町で構成）。

今回のサミットでは「信長の先進性に学ぶ―小牧での四年間―」と題するサミット会議（記念講演は作家・荒俣宏氏による「信長は先進の文化人だった」および歴史シンポジウム「発掘調査から考える織田信長の小牧山城と城下の風景」など、さまざまなイベントが実施され、大盛況のうちに幕を閉じた。

の豊かな都市・小牧市のPRを積極的に行っていくつもりです」

現在も名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道という、日本の高速交通網の中でも最重要と位置付けられる大幹線の集まる結節点であり、市域には県営名古屋空港まで擁する小牧市の交通の要衝ぶりは、決して偶然の産物ではない。

織田信長が乾坤一擲の勝負に挑んだ桶狭間の戦いの後、天下取りの第一歩としての美濃攻めを決意し、満を持して築城したのが小牧山城であったという事実。織田信長亡き後の天下の形勢を決める合戦の一つともなった小牧・長久手の戦いにおいて、織田・徳川連合軍が羽柴秀吉軍を食い止めることができたのは、いち早く小牧山に陣を敷いたからだといえる事実。これらの史実が物語るのは、日本の中央部に位置する肥沃で広大な濃尾平野を握ることが、天下統一の分け目とらえられていたということだろう。



「第23回織田信長サミット」では信長の先進性をまちづくりに生かすディスカッションや市民参加イベントを開催

※今年10月ごろ、信長の足跡を辿るウォーキングイベントを実施予定。

それだけではない。灯ろう2000個による小牧山のライトアップ事業（社）小牧青年会議所主催の「小牧山ランドマークフェスタ」、NPO法人尾張小牧歴史文化振興会主催の「歴史探訪」、NPO法人こまき市民活動ネットワーク主催のイベント「織田信長サミットに向けた『こまき』のリリース講演」、愛知文教大学の協力による「連続歴史講座（計11回）」など、市民や事業者、大学などの積極的な参加による、充実したサブイベントの数々が目を引いた。

「織田信長が居城を築き、信長亡き後の小牧・長久手の戦いで織田信雄（信長の次男）・徳川家康連合軍が陣を敷いた小牧山は、まさに小牧市のシンボルの存在です。同時に市民にとっては四季折々の憩いの場でもあり、生まれ故郷の小牧市を離れて暮らす方々には心の故郷なのです」

そう語るのは中野直輝小牧市長である。中野市長はさらに続ける。「現在実施している第6次総合計画が目指す

## 小牧山がはぐくむ芸術・文化都市の素地

標高わずか86mでありながら、平坦な濃尾平野にぽっかりと浮かぶ大海の小島のような小牧山頂上部からは、四方八方が見渡せる。実際にその頂上に登ってみると、織田・豊臣・徳川という戦国武将「三英傑」が覇を競う舞台の一つとして小牧山が選ばれた理由が、自然に納得できる。前述した名神・東名・中央道という日本の代表的な高速道路の結節点が後世に形成されたのも、その地形的な特性によるのだ。

折しも今年（平成22年）は、小牧市の市制施行55周年であるとともに、昭和5年に尾張徳川家から小牧山が当時の小牧町に寄贈されて80年の節目にあたる。小牧市ではこれを記念するさまざまな事業を行うとともに、歴史と自然を調和させた小牧山の整備事業、さらに小牧山ならびに小牧市の歴史を核とする各種観光振興策、地域活性化のための文化事業などを計画している。

「尾張徳川家からの寄贈を受けるにあたっては、実は小牧山の現状を変更しないという約束事がありました。しかし、終戦後の混乱期に小牧山東麓の敷地内に小牧中学校が建設されたのを皮切りに、青年の家（研修施設）、歴史館（資料館）が建設され、小牧市役所までが建設されました。当時としては仕方ない事情もあったわけ

将来都市像は「人と緑」がやく創造のまちですが、そのイメージの中心には、国指定史跡であると同時に市街地中央部に位置する、緑のランドマークとしての小牧山がしっかりと根を張っているのです。

今回のサミットを契機に、今後は新たに名古屋市、清須市と連携して、信長にゆかりの愛知県内の観光名所を巡る「織田信長ウォーキング」※などのイベントを開催し、歴史・文化

ですが、昭和50年代後半にこのことが市民の間で大きな議論的になり、平成4年には小牧市教育委員会から市長あてにまず小牧中学校移転の提案がありました。それに従って平成10年に小牧中学校を移転させました。さらに平成24年竣工に向け現在、新庁舎建設に取り組んでいるところ（中野市長）

小牧中学校の移転後、小牧市では史跡小牧山整備計画基本構想を策定。100年先をも視野に入れた保護・活用を目指し、歴史調査に基づいた原状回復を実施し、小牧山をシンボルに据えたまちづくりを行うことが、同基本構想の基本理念としてうたわれている。

前述したように小牧市では現在、第6次総合計画に基づくまちづくりが行われているわけだが、その核のひとつには小牧山整備計画



市街地の各所から遠望できる小牧山





今年1月に開催された「国際交流ふれあいフェスタ」には市内在住10カ国以上の方たちが参加

「自動車関連産業が集中している中部地方では、同様の人口構成を示す都市の例が少なくありませんが、小牧市は現在、多文化共生推進プラン策定に向けて、精力的に各方面との協議、会議などを重ねているところです。特に居住が10年、20年と長期にわたる方たちの家庭では現在、小牧市生まれ、小牧市育ちの外国籍の子どもたちが増えており、その就学支援は急務の一つといえます」(中野市長)

外国語(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)で作成した生活ガイドブックやマップの制作はもとより、窓口に通訳・相談員を配置したり、日本語初期教室を今春から開設している。さらに防災訓練にも外国人居住者の参加を促すなど、小牧市では外国人居住者をコミュニティの仲間として受け入れる方策をさまざまな形で試行錯誤している。

「これらは本来、国を挙げて行うべき事業ですが、実際に生活をしているのは私たちのまちであり、現実的な問題のほとんどは日常生活レベルで起こってきます。そういう意味で一番彼らに近い行政の窓口にいる者として、私たちは手をこまねいているわけにはいきません。できる限りの努力を続けていくつもりです」(中野市長)

子どもたちだけではない。外国人居住者も滞在期間が長期化するにつれ高齢者が増え始めるなど、外国人居住者に対処すべき窓口業務は、今やほぼ全面的に広がっています。

景気の長期低迷も手伝って、外国人居住者数の増減は今後、予測がつかない。だが考えてみれば、出世の初期過程で小牧山城を築いた織田信長は、貿易をはじめとする外国人

「小牧市地球温暖化対策地域推進計画」を策定している。

「これにつきましては温室効果ガス削減に積極的に取り組むとともに、従来に引き続き、住宅用太陽光発電システムなどを設置する市民へは助成を行っていくつもりです。同時に今後は公共施設にも太陽光発電システムを設置するための調査を積極的に進めていきたいと考えております」(中野市長)

また平成13年に認証取得したISO14001も現在まで順調に認証取得を更新

覚の母子健康手帳として今後、全国的に波及するのではないかと思われる。

印象的な出来事といえば、小牧市のまちを歩いていくうちに気づくのが、外国人居住者の多さである。小牧市内では現在、人口の5.5%程度にあたる約8500人の外国人居住者が生活している。自動車関連事業を中心に就労している人々が多く、過半数がブラジル人居住者だ。

「自動車関連産業が集中している中部地方では、同様の人口構成を示す都市の例が少なくありませんが、小牧市は現在、多文化共生推



ゴミ処理施設の余熱を活用した温水プール



子育て広場も併設し、絵本約2万4000冊の蔵書を誇る「えほん図書館」。子育てにやさしいまち小牧市ならではの施設

しているほか、「こまき環境ISOネットワーク」も同年に設立。現在では約50の事業者が参加し、ISO会合を実施するとともに、環境保全研修会を定期的に実施している。さらには次代を担う子どもたちを対象に「光ヶ丘小学校地球温暖化対策地域協議会(光エコキッズ)」「小牧小学校地球温暖化対策地域協議会(小牧エコキッズ)」を結成。低年齢からの環境教育を積極的に実施している。

その他、小牧市レジ袋削減協議会(平成20年度に設置)がレジ袋の有料化を軸に省資源・廃棄物削減による循環型社会の形成を図るなど、多彩な環境維持・創造事業を実施して、それぞれに効果を上げている(レジ袋に関しては平成21年度の実績で、市内29店舗において91%のレジ袋平均辞退率を達成)。



今年4月にオープンした老人福祉センター「小針の郷」は高齢者の健康増進・余暇・生きがい活動の中核施設

## 小牧市方式の母子手帳と多文化共生への試み

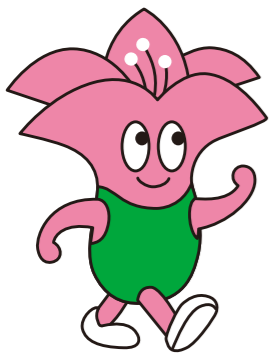
今回の小牧市取材ではほかにも印象的な事業や出来事にいくつも出会うことができた。中でも印象的な事業の一つは、小牧市方式ともいべき「親子健康手帳(母子健康手帳)」の存在だ。通常の母子健康手帳は、子どもの誕生前から就学までの成長記録を記す文字通りの「手帳」だが、小牧市の親子健康手帳はA5判のノートほどの大きさで、中学校卒業まで使える仕組みだ。しかも写真を貼るスペースや、成長ごとに両親がわが子に挿入されたメッセージを記す欄などがふんだんに挿入され、子どもが成長した暁には、親の愛情を感じることで、生きる力につながる親子共同でつくった「道しるべ」ともなるのだ。この親子健康手帳は現在、全国的な注目を集めており、新感



外国人労働者の定住化のカギをにぎる「日本語初期教室」

の国際的な経済活動や宗教活動に、最初に理解を示した天下人でもあった。

小牧市の地道な多文化共生に向けた事業がいつか実を結ぶとき、小牧市を故郷と考える外国人子弟が国際的に活躍する姿を想像するのは心楽しい。そして、彼らと共に小牧市で育った日本の若者たちが、彼らに触発される形で世界をまたに活動する時代がきたときにも、緑濃い小牧山はきっと「みんなの心の故郷」として意識され続けるのではないだろうか。そんな気がするのである。



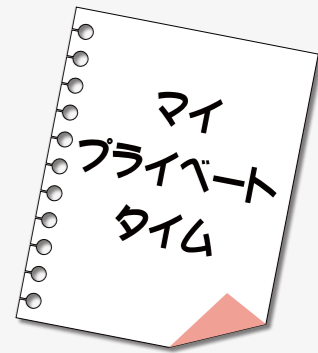
小牧市マスコットキャラクター「こまきー」。小牧市の花ツツジをモチーフにした元気で親しみやすい男の子

(取材・文 遠藤隆)

# 薫製づくり

伊那市長(長野県) 白鳥 孝

Takashi Shirotori



## 登山とイワナ

信州の伊那育ちのせい、趣味は登山と溪流釣りです。学生時代から北海道の大雪山系から日高山脈の溪流に巨大イワナのアメマスを始め、また新潟の早出山塊、山形の朝日連峰の渓谷に巨大イワナのニッコウイワナを狙い、また中部山岳の深山幽谷にヤマトイワナを訪ねる山行スタイルが続いています。さすがに近年は厳しい山行はできなくなりましたが、気持ちには常に山と溪に向いています。そして時々近くの溪流からイワナ、アマゴを釣ってきては、刺身・塩焼き・みそ焼きで仲間と会話を楽しむ時間も作っています。今回はそうした遊びの中で、比較的贅沢な、しかも時間のかかる薫製づくりについて話をさせていただきます。

## 優雅なひととき

食材は脂がのってパンパンに太った2匹のアマゴと、25cmほどの7匹のイワナが薫製づくりの材料です。始めてしまつたら後には引けない薫製づくりは、実に根気がある作業で、完成までに都合3日はかかります。まずは仕込みです。丁寧にイワナのぬめりを塩で落とし、おなかの内側やエラの中にも塩を丹念にすり込みます。次に日本酒をびたびたと、イワ



できあがった薫製

にザラメ砂糖、香りつけに紅茶と、いたってシンプルです。ソミュールの繊細さと、スモークウッドの優雅な煙とは大きく異なります。登山用の携帯ガスコンロを一斗缶の下に置いて、ひとつかみのお米を缶の底に放り込みます。熱せられたお米からもくもくと煙が上がると、つきつきで火加減に気を遣う重要な工程に入ります。立ち上る煙と漂ってくるイワナの香りが、贅沢な時間の中にあることを感じさせてくれる楽しい時間です。家のまわりを怪しげな煙が包み込みます。庭ではもくもくと上がる煙と、薫製の香り

ナの体が隠れるまでバットに注ぎ込むのですが、私はやや高めの日酒を使っています。安い燗冷ましないでいいと言いますが、それではイワナに申し訳ありません。ネイティブのイワナには地元の良いお酒を使うことを礼儀としています。もの本では、このような単に「塩と酒で漬ける」大ざっぱな方法ではなく、「塩とコショウ、シナモン、ニンニクなどの香辛料、お酒はきちんと分量を量ってブレンドした液(ソミュールというらしい)」に漬けるとあります。でも私はこの方法しか知りません。日本酒に漬けることまる一日。次に流水で塩と酒を洗い落とす作業になります。そして、ほどよく塩と酒の味が残ったイワナとアマゴを、クッキングペーパーで丁寧に水分を拭き取り、楊枝を使っておなかを広げます。それから猫、カラスの目を避けてネット付の籠に入れて風通しのいい日陰に干します。塩をすり込んでから既に2日です。この間、薫製づくりがすべての行動に優先しますから、休日はしっかりとこれに使うこととなります。どうもこの薫製づくりは、よほどの決心をして臨まなければできない、時間の流れが緩やかな、



下の口にお米とザラメ砂糖を入れる

充実し、玄関先につながれている番犬の柴犬が、小屋から顔を出しては、不安げにこちらを見つめています。ときどきお米と紅茶を一斗缶に追加して、登山用のガスボンベがいくつも空になっていきます。

## 至福の味

回覧板を持ってきた近所のおばあさんが「あれやだよ、こんなに煙が出て、こりゃあなんぞら？」宅配便のお兄さんは「いったいこれは何の煙ですか？」と訊ねます。これは貴重な溪流魚のイワナとアマゴの薫製をつくっていること、お米を使ってスモークする贅沢な方法であること、ここまでくるのに3日もかかっていることを、少し得意げになって説明します。するとそこに母がやってきて、「もう3日にもなるのに、まだ薫製は食べられないのかね？」といます。「そうだね、ぼつぼつ良いかもしれないね」

いよいよ待望の完成です。ガスボンベの



伊那谷は溪流魚の宝庫



源流に岩魚を追う

とても贅沢な料理かもしれません。日陰干しが終わると次に薫製器にイワナを入れる工程になります。薫製器といっても、一斗缶を加工した簡単なものです。イワナをぶら下げて蓋をする、いよいよ薫製の始まりです。世間ではスモークウッドと呼ばれるナラ、ブナ、サクラ、リンゴなどのチップを使うのがオーソドックスなのですが、私のレシピには、お米とザラメ砂糖、紅茶が登場します。煙り出しにお米、餡色を出すの

火を止め、一斗缶から薫製を取り出しました。アマゴは脂がにじみ出て、おいしいような餡色に輝いています。小ぶりのイワナを取り出して味見をしてみます。頭の方からかぶりつきます。「うま〜い!」ほのかな塩加減と、お米のうま味が絶妙に混ざり合った、贅沢な味が口の中いっぱいに広がります。3日間も手間暇かけてきた至福の味です。冷たい清流で身がしまつたイワナは脂ののつた見事な味を放ち、まさにイワナとお酒が、煙という触媒を通して醸し出す味のハーモニーです。薫製づくりは時間がかかりましたが、家族にも、仲間にも思い出深い記憶を分けることができました。そして煙と薫製の向こうに、なかなか行くことのできなくなつた溪流と、そこに躍るイワナを想像できたことが何よりの幸せでした。まあ、薫製づくりは今の私にとって、ささやかな愉悅というものでしょうか。



白鳥 孝市長

第5回

## コスト削減と危機管理

明治大学政治経済学部教授、明治大学危機管理研究センター所長

中邨 章



### 危機管理と政策オプション

先回、危機管理で必要とされる政策を4種類に分け、そのうち「資金をかけないで、効果が短期に期待できる」施策につき説明した。これには、いろいろな方法が考えられるが、さまざまな形式をとる図上訓練などが、その一例にあたる。肝心なことは、職員はもとより住民がそれぞれ危機を意識し、その重要性を認識し、危機管理についての知識を蓄えることである。

明治大学ガバナンス研究科では、例年、7月の最終日曜日に大学院授業の一環として、大学のフロアを1階分、全部使ったおおがかりな図上訓練を実施している。参加者は公務員をはじめ、学生、それに議員や首長も含まれる。今年のテーマは、火山噴火に伴う災害対応である。富士山噴火も念頭に置いた不測事態の発生に、自治体はどう対処すべきかが、今回の訓練の目的である。研究員はすでに三宅島をはじめ鹿児島、それにアイスランドにも出かけ事前準備を進めてきている。100名前後の参加者が見込まれるが、これだけ大規模な訓練を自

治体で実施することは出来ないかも知れない。ただ、先回も紹介したが費用をかけない図上訓練は他にも多数ある。首長はそれら安価な方法を検討し、ミニ図上訓練を少なくとも年に数回、行うべきではないかと思う。

### 仕事が集まる幹部と 持ち場不明の職員

もう一つ、費用はかからないものの、効果も即効的でなく、長期にしか期待できない施策がある。長期的というのは最短で3年、最長の場合には10年かかる政策効果である。具体的には、自治体内部の組織を危機対応にあらかじめ編成し、整備する政策を指している。

指摘するまでもないが、市町村は危機発生に備え平時から危機につよい組織を編成しておく必要がある。このことは自明の理であるが、実際にはこれが思う通りに行かない。今まで危機を経験した自治体を調査すると、多くが組織編成に難点があったと述懐している。

経験則によるなら、大きな事件や事故がおこると、市長をはじめ副市長、それに総務部長

からである。

こうした問題を緩和するため、一般の職員に對しては、危機に際してどの役割に就くか、どのように責任を負担するかを、あらかじめ平常時から明確に熟知させておく必要がある。日ごろから自治体職員には、それぞれ不測事態が発生すると、直ちにある既定の持ち場につき、すぐに対応策の実施に移れる体制を身体で覚える訓練を重ねることが望まれる。これまでの事例でいうと、そうした事前の取り決めや訓練がない自治体が圧倒的に多い。

これを緩和するため、市長には職場単位で名刺大の簡単なマニュアルを作ることを薦めたい。手製でもかまわない、これに連絡担当、避難担当、情報担当、食料担当など、危機になるとそれぞれの職員が就くべき持ち場を書きこんでおくことが肝要である。区分けは、細部にわたる必要はない。ごく大まかな明記で十分である。要は、それぞれの職員が非常時に、どの部署に就くかを簡単に知る手立てを準備することが重要である。

そうした初歩的な簡易マニュアルが必要とされるのは、職員の多くは平時に危機管理についてあまり関心を示さないからである。いくら口頭で危機発生時の責任を説いても、ほとんど職員の記憶に残らない。それを補完するため、名刺大の危機管理マニュアルを準備するのである。非常時には、それを見てそれぞれが担当部署の配置に就くという仕組みである。

### 危機管理対応の組織編成の必要

理想を言えば、長岡市や姫路市のように危機管理を担当する部署を新設し、危機管理監などの職制を別置することが望まれる。小規模の自治体の場合は、財源や人材などの点から、そのような体制を導入できないところがある。ただ、そうであっても、有事の際の総括責任者をあらかじめ確定し、情報をこのポストに集める制度を創ることが必要である。不測事態が発生した場合、危機管理の責任者の地位に就くのは、自治体職員を統括指揮し命令を下す職制でなければならぬ。そのことを考慮すると、危機管理監を別に置かない場合には、京都市や福岡市のように、副市長かそれに匹敵する人物が、この職制を兼務することが効率的である。

もう一つ、自治体で危機管理を担当する職員は地域の状況を念頭におき、さまざまな危機発生の可能性を日ごろから探るクセをつけておくことが要望される。行き止まりの道路を確認すること、緊急車両の通れない、狭隘な道路を覚知しておくこと、それに緊急時にそうした車両が通行できる道路を確保する方法を考えることなど、危機管理担当職員に課せられた宿題は多数に上る。これとの関連では、関係職員は先に紹介したDisaster Information Gameを援用し、コミュニティ内部で災害や事故に脆弱な地域をあらかじめ特定する作業を進めるべきである。そうしたコミュニティの抱える弱点を認識すると、既存の体制に変更を加え、現行の

や市民部長、さらには危機管理担当部署など、市政の要職にある人びとに仕事が集まる。これまでの一般的な傾向では、そうした幹部職員はしばしば72時間は一睡もできない。連日連夜、危機発生後の各種の対策に追われる。国との折衝、県との相談、それに警察や消防、さらには自衛隊との連絡やマスコミ対応など、とるべき対策は圧倒的な数に及ぶ。

ただ、ある程度、時間が過ぎて、幹部職員が周辺を眺めると、大多数の職員はなにをしていいかわからず、ただオタオタし時間を浪費しているという実態を目撃する。なかには、たばこをすって、ただぼんやり時間を過ごしているという職員もいる。超多忙な時間を過ごす幹部職員と、漫然と時間を持て余す一般職員。この格差は、危機が発生するとはしばしば発生する奇妙な光景である。

そのように、不測事態が発生した直後では、対応責任が一部に過度に集中するという組織編成上の問題がある。なぜ、職務体制や責任分担に大きな濃淡が出るのか。その理由の一つは、組織編成に事前に十分な準備が行われていない

制度を点検するなどの作業がはかどる。

なかには、危機対応のガイドラインやマニュアルを既に作成している自治体もある。そうした地域では、ガイドラインやマニュアルをPDCA (Plan, Do, Check, Action) にかけて、それらの有効性を定期的に点検することを心掛ければならない。この点は、危機対応の組織編成についても同様である。危機管理向けに特別に編成された自治体組織には、賞味期限と使用期限をつけるべきである。特別仕様の組織でも、年限が過ぎると有事の際に機能しないことがある。実際、これまでの調査では、不測事態の発生を経験した自治体のなかに、準備していた組織や人事編成が役に立たなかったと報告した事例もある。組織編成の賞味期限は3年、使用期限は6年である。3年ごとに見直し、6年経つと再編成が組織編成の原則である。

### 筆者プロフィール

中邨 章 (なかもらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒業 (B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士 (Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ピクトリア大学講師などを経て、明治大学 政治経済学部 教授。現在、国際行政学会副会長・政策諮問委員会委員長、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』、『行政の危機管理システム』などがある。

# 市民の皆さまとの協働の まちづくり

須賀川市は・・・

福島県のほぼ中央に位置し、西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川と釈迦堂川がゆったりと流れる、自然環境に恵まれたまちです。

また、本市は、東北縦貫自動車道や国道4号、JR東北本線や東北新幹線などにより首都圏や仙台圏へのアクセスが容易です。さらには県内唯一の空の玄関口「福島空港」が位置し、これら高速交通網の整備により全国はもとより海外とも結ばれ、人・物・情報などの交流が活発なまちです。

観光資源としては、国の名勝に唯一指定されている「須賀川牡丹園」を有し、10haの園内には、290種類、7000株もの牡丹が、4月下旬から5月中旬に見ご

ろを迎え、大輪の花を咲かせます。

また、8月には、本市夏の風物詩として、1万発の花火が夜空を彩る「釈迦堂川全国花火大会」が開催され、大勢の観客を魅了します。さらに、11月には、400余年の歴史と伝統を誇り、日本一の火祭りを自負する「松明あかし」が盛大に繰り広げられます。

松尾芭蕉が「奥の細道」の旅で8日間滞在した、文化とおもてなしのまち「須賀川市」をぜひ一度訪れてください。

### 協働のまちづくり

地域社会は、人口減少への対応や分権型社会の進展、さらに、一昨年来の経済不況など、大きな曲がり角にさしかかっています。このため、市民生活をはじめ産業・経済など、あらゆる面において大

きな影響が及び、行政に求められる市民の要望はますます複雑多様化し、市民と行政の果たすべき役割は大きく変化しなければならぬ情勢となっています。

私は、変化の激しい今こそ、「意識・価値観の共有」「ネットワークの活用」「スピード感を持った行政経営」そして「循環の理念」の4つを

市政執行の基本理念に、「市民の皆さまとの協働のまちづくり」が必要不可欠と考え、市政を執行していきます。

また、この変化に柔軟に対応するため、本年4月に市役所の組織機構を改革し、こども課、環境課の新設、商工労政課、観光交流課等の改編など、時代に合った組織への見直しを行い、市民サービスの向上を図るとともに、職員の意識改革や発想の転換を図る大きな



400余年の伝統を誇る「松明あかし」

### 地域医療の充実

契機となりました。

本市地域医療の中核である公立岩瀬病院は、施設の老朽化が進み、建て替えが大きな課題となっておりました。このため、構成市町村の協力の下、平成21年度から病棟の建て替えに着手し、現在その姿を現しつつあります。また、ソフト面でも、病院経営の安定化・効率化を図るため、経営体制を見直し、

職員の意識改革と共に、企業団として独立した病院経営をスタートさせたところです。

また、安心の暮らしを支える地域医療を守るため、平成21年度は須賀川医師会のご協力の下、市内全域で「地域医療を語る会」や「地域医療講演会」を開催し、市民の皆さまにコンビニ受診の抑制について理解を求めてきました。さらに、休日夜間救急診療所の診療体制を平日の夜間まで拡大し、2次医療機関の医師などの負担軽減を図り、地域の医療資源を大切に取る取り組みを行っています。少しずつ、そして着実に、地域資源である地域医療を守ろうとする市民の皆さまの「意識の変化」が確実に始まっていることを実感しています。

### 地域産業の振興

農業の振興については、水稲の地域間作付け調整の仕組みづくりに取り組んでいます。圃場面積が小さく労力がかさむなど生産効率の低い標高約300m以上の中山間地域などとそれ未満の平地地域に区分し、転作作物を指定の上、中山間地域などには平地に比べ補助金を5割加算する制度を本年度から導入しました。

また、特産品のキュウリをはじめとする野菜、ナシ、リンゴなどの果樹、雪柳やシクラメンなどの花きなど、農産物の特産化を図りながら販路拡大に取り組んでいます。さらに、市内で生産される農産物の安全・安心と消費者の信頼確保に努め、地域内循環を推進し、特に、米粉の利用促進については、米粉パンを学校給食に導入するための助成を行い、児童や生徒、保護者を中心に米粉への理解浸透を図りながら、米の消費拡大に努めています。



県内最大級の規模を誇る「釈迦堂川全国花火大会」

商工業については、人材育成事業や試験研究事業に対する補助制度の充実、さらに市内事業者が生産した工業製品を市が認定するこ



須賀川市長 橋本克也

### プロフィール

- ◆ 面積 279・55km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 8万325人
- ◆ 世帯数 2万7098世帯

〔将来都市像〕人・自然・地域が輝く臨空都市すかがわ

〔まちの特徴〕豊かな自然環境の中、高速道路や東北新幹線が通り、空の玄関口「福島空港」のある高速交通体系に恵まれたまち

〔市町村合併〕平成17年4月1日 長沼町、岩瀬村を編入合併

〔特産品〕岩瀬キュウリ、乾麺、須賀

ながら、技術力や安定性のある優良企業の新規立地の促進に努めています。

地方自治体が、現在直面する課題を解決するためには、そこに暮らす市民の皆さまとの「協働」こそが、唯一の道であるとの認識の下、満足度の高い「須賀川市」を目指しています。



川絵のぼり、ナシ、リンゴ、須賀川産コシヒカリ「ぼたん姫」、岩瀬清流米  
〔観光〕須賀川牡丹園、大桑原つつじ園、藤沼湖自然公園、いわせ悠久の里、ムシテックワールド  
〔イベント〕釈迦堂川全国花火大会、松明あかし、長沼まつり、牡丹焚火、すかがわ国際短編映画祭、円谷幸吉メモリアルマラソン大会

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# ビューティフル・ウィンドウズ運動で誇りの持てるまちへ

### はじめに

東京23区の北東部に位置し、四方を一級河川に囲まれた足立区では、河川敷や豊かな水辺空間が、無くてはならない憩いの場所として区民生活に溶け込んでいます。また、区立公園の面積が東京23区中で最も大きいことも区の自慢の一つです。決して遠出をしなくても、身近な公園で、ゆったりとしたひとときを過ごすのは、足立区民お気に入りのライフスタイルの一つではないでしょうか。

### 新線の開業と進む駅前・拠点開発

平成24年には区政80周年の節目の年を迎える本区にとって、ポトルネックともいべき長年の課題は、交通不便地域の解消でした。

おかげさまで、平成17年にはつくばエクスプレスが、平成20年には日暮里・舎人ライナーが開業したことにより、交通利便性が格段に向上しました。

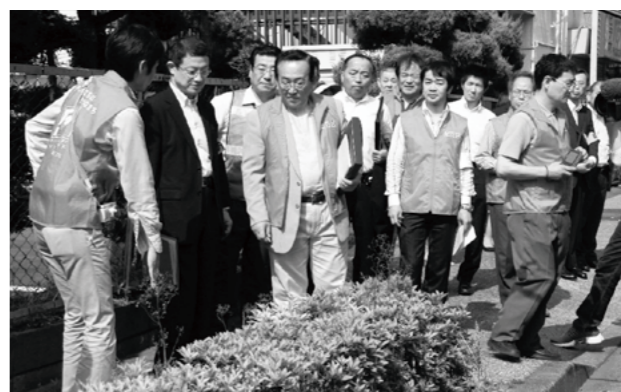
また新線開業に合わせた駅前や拠点の開発が順調に進み、人口はわずか3年間に約2万人増加し、平成21年4月には66万人を突破しました。その後も若年層の流入が続き、今や67万人に手が届くところまでできています。区南部の千住地域には、短期間に5つの大学の進出が決定しました。これらは都市の機能面からの評価が内外で徐々に高まりつつある一つの証しと考えています。

毎年実施している区民の意識調査の結果を見ても、「便利なまち」「住み続けたい」「足立区に愛着を持っている」との回答が約7割を占

めるようになりました。こうしたことから、区民が都市基盤整備の面から、区政に対してある程度の評価を下していることが読み取れます。

### 「治安が悪い」という足立区のイメージ

このように本区の都市基盤整備は、一定の進捗よくを見ました。そして次なるポトルネックは「治安対策」です。本区は刑法犯認知件数が東京都内で4年連続ワーストワンのという重い十字架を背負っています。実は、その3割が自転車盗であり、決して凶悪犯罪が多発する危険地域というわけではありません。また人口1万人当たりの発生件数では、東京23区中9位ですが、マスコミ報道される場合には認知件数だけが大大的にクロース



まちを歩きながら「まちの防犯診断」

アップされるため、区内外に「足立区は治安が悪い」「危険な地域である」という負のイメージが定着しつつあるのは誠に深刻な問題です。それを如実に物語る数字があります。平成21年に実施した区民の意識調査で「足立区に誇りを持ってますか」の問いに対して、「ノー」の回答が5割を超えました。「便利で愛着はあり、今は住み続けたいとは思いますが、誇れるところまでは

ちよつと…」というのが現在の区民の複雑な感情なのです。その誇れない一番の理由として「治安が悪い」点を挙げる区民が多いのです。

治安が悪いと感じる気持ち、いわゆる体感治安はとかく感情面、精神面から大きな影響を受けるといいます。マスコミなどの報道が区に対するマイナスイメージを必要以上につくり上げている面も否めません。しかし私たちが一番恐れるのは、単に便利さだけが先に立つだけのまちであれば、大勢の人が一時的な居住場所と考えるだけの「使い捨てられるまち」で終わっ

てしまうのではないかとということ。使い捨てようというまちを大切にしたいという思いを、まして区政に参画しようなどと考える人は少ないでしょう。

### 美しいまちは安全なまち

そこで本区が進めているのが「ビューティフル・ウィンドウズ運動」です。かつてニューヨークのジュリアーニ市長が「プロウクンウィンドウズ理論」でまちの治安を再生したことにヒントを得ていますが、単に汚いところを減らすだけのおしまいでなく、きれいなところを増やすというプラス思考、より積極姿勢での取り組みです。

平成21年末、本区は警視庁生活安全部と「治安再生の推進に関する覚書」を締結しました。現在はアクションプランを策定し、体感治安を良くしたいという共通の目標がありながら意外に関係性が希薄な警察と行政、そして何より区民を巻き込んだ「総ぐるみ」の取り組みを展開中です。認知件数が激減するところまでは至っていませんが、平成21年の同月比マイナス120件(5月)と、一定の成果を見ています。そこで下半期に入ったこれか

足立区長  
近藤やよい

### プロフィール

- ◆ 面積 53・20km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 66万7154人
- ◆ 世帯数 31万8926世帯

【将来都市像】協働で築く力強い足立区の実現

【まちの特徴】東京の北東部に位置し、周囲を川で囲まれた足立区は、旧日光街道の第一の宿場「千住宿」を中心に発達し、下町の風情を色濃く残した人情味豊かなまち。近年、新たな鉄道の開通や駅前再開発の進展に伴い、若年層を中心に人口が増加

【特産品】小松菜、枝豆、皮革製品

【観光】荒川、西新井大師、千住宿

【イベント】足立の花火、あだち区民まつり、光の祭典、春の花火と千本桜まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



駅前でのビューティフル・キーパー(美化)活動



# 清須越四百年事業による 清須市の魅力の発信

## 清須市の横顔

清須市は、平成17年7月7日に西枇杷島町、清洲町および新川町の3町合併による市制施行により誕生しました。そして、平成21年10月1日には春日町と合併し、新しい清須市として歩み始めました。

## 地域資源は「歴史」と「川」

本市の地勢、地理的な特性は、愛知県西部、濃尾平野のほぼ中央に位置し、市の東部と南部は名古屋市に隣接しています。市域は、東西約5.5km、南北約8.0km、面積は17.32km<sup>2</sup>とコンパクトに市街地が形成されています。また、JR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線・津島線および東海交通事業城北線の鉄道網、東名阪自動車道、名古屋高速道路、国道22号、302号などの道路網により周辺都市との連携が図られて

います。特に、市内には鉄道駅が10駅あり、その中でもJR枇杷島駅は名古屋駅から1駅という位置にあります。

本市の将来像を描くには、地域資源を活かしたまちづくりが欠かせません。それが「歴史」と「川」です。

市内には、戦国武将織田信長の居城であった清洲城など、数多くの歴史資源が残っており、城下町一帯が「関東の巨鎮」(当時の「関東」とは、今の東海地域以東のことを指します)と称されていました。また、徳川家康が関ヶ原の合戦で勝利を収めて通った吉例街道といわれる美濃街道の町並みが残っており、沿道には、からくり山車などの文化財が存在します。

また、この清洲城は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康という三英傑の壮大なドラマの舞台となり、NHKの大河ドラマの10作品で登場するなど、大河ドラマのふるさと・清須ともいえます。

## 本年は清須越四百年

そして、本市には庄内川、新川、五条川という3つの川が流れています。川の流れば、大きな恵みを与え、豊かな水辺環境を構成しています。一方、この川の流れば、過去においてたびたび水害をもたらした、このまちとここに住む人々の暮らしに大きな被害を与えてきました。特に、平成12年9月の東海豪雨では、当地域に甚大な浸水被害が発生しました。このように、水は貴重な資源であるとともに、災害をもたらす原因になるところがあり、その対応を含めて、本市は川と共生していく必要があります。

江戸時代の初め、慶長15(1610)年に清須にあった城下町が名古屋へ丸ごと引越した出来事を「清須越」といいます。戦国時代からその当時まで、尾張国の首府(現在という県庁所在地)は名古屋ではなく、この清須でした。清須は、この地方の政治経済、交通、文化の中心として栄える中心都市だったのです。

ところが、慶長14(1609)年、徳川家康が名古屋城の築城と清須城下町の名古屋移転を突如決定します。これは清須の地が水攻めや

制施行後、人口が増加しています。このことは、本市のまちづくりへの評価の表れともいえますが、単なる人口増にとどまるのではなく、旧町の垣根を越えて、一つの市としてのまとまりを培っていき、地域力を高めていく必要があります。



織田信長公ゆかりの清洲城

水害に遭うおそれがあり、戦略的に不利であったことと豊臣方の勢力と緊張関係が続いていたことからといわれています。その翌年から、6万から7万の人が住んでいたという当時の大都市・清須から、城や武家はもちろん、寺社、町名、町家など、まさに丸ごとの引越しが行われました。

さらには、歴史と川に彩られた清須の魅力を全国に発信してまいります。

この清須越から、本年は400年目、また、桶狭間の戦いから450年目、新しくは、東海豪雨から10年目、本市が誕生して5年目など、さまざまな節目の年にも

近々、少子化・核家族化や社会構造の急速な変化によって、これまで培われ、はぐくまれてきた人と人のつながりをはじめとするさまざまなきずなが薄れ、そのひずみが各分野で生じているといわれています。この清須越四百年事業は、四百年の道のりを知り、これから百年先を見据えたまちづくりのきっかけとしていく事業です。そして、「見る」「学ぶ」「体験する」「食べる」「楽しむ」といった要素をふんだんに盛り込んだ市民参加型の事業でもあります。清須越四百年事業への参加により、夫婦のきずな、親子のきずな、家族のきずな、そして、地域のきずなが深まるものと考えています。



美濃路(美濃街道)の町並み(デザイン画)

## 地域力を高める

人口減少社会の中、本市では市

## プロフィール

- ◆ 面積 17.32km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 6万5908人
- ◆ 世帯数 2万6324世帯

〔将来都市像〕水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市

〔市町村合併〕平成17年7月7日、西枇杷島町、清洲町、新川町による新設合併。平成21年10月1日、春日町を編入合併



清須市長 加藤静治



〔特産品〕土田かぼちゃ、宮重大根、ホウレンソウ、ニンジン、パセリ、花き、曲もの

〔観光〕清洲城、美濃路、朝日遺跡、五条川(桜)

〔イベント〕清須越四百年宵祭り、清須返し時代絵巻、尾張西枇杷島まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# 宇治茶と歴史・文化の香る まちづくり

はじめに

宇治市は京都市の南に位置し、京都市のベッドタウンとしての性格と、宇治川の清流や世界遺産である平等院や宇治上神社をはじめとする歴史・文化資源に恵まれた観光都市としての性格を併せ持つ府下第二の人口規模を有する都市です。

宇治の歴史は古く、古代より京都、奈良を結ぶ交通の要衝であり、平安時代には藤原氏の別業の地として栄え、鎌倉時代に日本に伝えられたお茶は宇治の地で高級茶として生産され、将軍家の庇護の下、全国に名をはせてきました。

近年では鉄道網や道路網の整備が進み、京都市から約15分という地理的好条件も手伝って、毎年多くの観光客の方々に宇治を訪れていただいております、本年3月には「優

秀観光地づくり賞」の金賞にも選ばれました。

### 源氏物語とお茶のまち

源氏物語の後半十帖は、宇治を舞台として描かれており、宇治橋周辺には宇治十帖の古跡などが点在しています。

本市では平成3年に紫式部文学賞を創設するとともに、宇治十帖の古跡を歩いて巡る「源氏物語散策の道」整備や源氏物語ミュージアムの整備など、源氏物語をテーマとするまちづくりを進めてきました。

また、平成20年は源氏物語が書かれてちょうど千年にあたることから「源氏物語千年紀」イベントなどが数多く開催され、年間で556万人の方々に宇治を訪れていただきました。

もう一つ宇治の大切なものとし

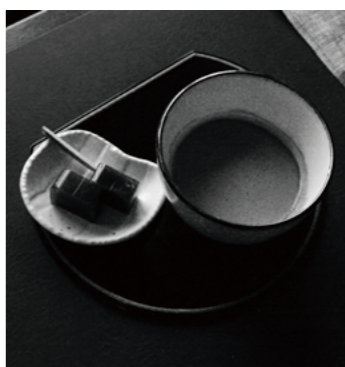
て、「宇治茶」があります。

宇治茶は京都府下だけでなく奈良県、滋賀県、三重県にまたがる広い範囲で生産されていますが、市内で生産される宇治茶はその約9割が「覆下園」と呼ばれる独特の栽培方法が採られており、日光を遮ることによって渋みが少なく、ま味の多い碾茶や玉露といった高級茶の生産が特徴であるとともに、宇治独特の茶園景観をつくり出しています。

また、宇治茶の名声に大きく寄与したのが江戸時代に登場した茶師の存在です。

茶師は宇治橋周辺に屋敷を構え、高度なブレンド技術による高品質な宇治茶の安定供給を支えてきました。

その後、茶業の近代化と共に茶師は姿を消しますが、現在も宇治橋周辺には多くの茶問屋が軒を連



高級茶として抹茶や玉露に加工・販売される宇治茶

ね、お茶のまち宇治の風情をつくり出しています。

### 重要文化的景観

平成16年の文化財保護法の改正により、人々の生活やなりわいと自然風土が調和して形作られてきた景観として「文化的景観」という考え方が導入されました。

「宇治の文化的景観」は、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される茶業に関する独特の文化的景観として高く評価され、宇治橋周辺の228.5haの区域を対象として、平成21年2月に都市



宇治橋三の間から望む山紫水明の宇治川の景観

部では全国初の重要な文化的景観として選定をいただきました。

本市ではこれまでも景観法に基づく景観計画を策定し、さまざまな取り組みを進めてきましたが

今回の重要な文化的景観の選定により、大きな価値付けをいただいたことから、市民の景観に関する関心も今まで以上に高まっています。

### 宇治川太閤堤跡の発見

平成19年9月に宇治橋下流右岸堤防付近で発見された「宇治川太閤堤跡」は、豊臣秀吉が伏見城築城の際に大規模な治水工事を行ったものの一部で、当時の高度な治水技術を伝える全国的にも貴重な遺跡として、平成21年7月に国の史跡に指定されました。

本市ではこの遺跡を単に新たな

観光資源として活用するだけでなく、この地を観光宇治の新たな拠点と位置付け、時代を超えて宇治の歴史が体験できる場として整備するとともに、これまで進めてきた「源氏物語のまちづくり」に「秀吉と茶の湯」というテーマを加え、総合的なまちづくりに生かしていくことを決意し、平成21年7月に「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を策定しました。

### 歴史と文化の風格が漂う お茶のまちを目指して

現在本市では、「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」の実現に向けて平成20年11月に施行されました「歴史まちづくり法」を活用すべく「歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組んでいます。

宇治川太閤堤跡の整備だけでなく、宇治橋周辺のまちづくりと一体となって宇治の持つ歴史的資源や町並み景観の保全と活用を図るためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠であり、計画づくりに合わせてフォーラムやワークショップなどを開催し、市民意見の反映に努めています。また、具体的な取り組みに向け、

地元大学や茶業関係者などとの連携を進めているところです。

### おわりに

現在本市では平成23年度から始まる第5次総合計画の策定に取り組んでいます。

この中で、重要な文化的景観の選定や宇治川太閤堤跡の発見を契機にこれまで以上に「歴史と景観が調和したまちづくり」を進めることが

求められており、本市の基本施策の一つとして位置付けていきたいと考えています。

少子高齢社会のさらなる進展に伴う厳しい財政状況下ではありますが、未来の宇治に何を残し、何を伝えていくのかについて、市民の皆さんと共に考え、実現していくことが私の使命であり、ふるさと宇治に与えられた責務であると痛感しております。

### プロフィール

- ◆ 面積 67・55km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 19万3111人
- ◆ 世帯数 7万9432世帯

〔将来都市像〕みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市

〔まちの特徴〕世界遺産に「古都京都の文化財」として登録された平等院、宇治上神社をはじめ、多くの歴史的資源や宇治川の自然景観に恵まれ、これまで「源氏物語のまち・宇治」としてまちづくりを推進



宇治市長 久保田 勇



※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

## 「瀬戸大橋のまち」から『古のロマンのまち』へ

私は、平成21年6月、市長に就任しました。私の政治信条は「市民本位、市民参加、市民対話」による市政運営とまちづくりであり、市民の誰もが「坂出に生まれてよかった」「坂出に住んでいてよかった」と思えるよう、坂出に夢と元気を取り戻すため全力を傾注してまいります。

### 坂出市のマーケティング 「市民は顧客であり、職員はコストでなく資産である」

平成21年12月に、地元の香川大学のビジネススクールで前記タイトルにて講義をする機会がありました。

マーケティング（市場調査、宣伝・広告、販売促進）という工程をベースに行政を考えてみました。行政（市長）は、対市民、対議会、対職員、対関係機関（国・県など）を常に念頭に置きつつ、それぞれのバランスも保たなければなりません。その成果は、市民が行

政サービスにいかにか満足するかが決め手となります。

そこで、マーケティングでよくいわれる4P（①プロダクツ、②プライス、③プロモーション、④プレイスメント）の視点で行政を検証した結果、行政におけるマーケティングとは、市民（顧客）への価値の提供であるとの考えに至りました。行政サービスには、有形、無形のサービスがありますが、大事なことは、行政サービスは、いずれもタダではないということです。

また、市民（顧客）と行政（提供者）それぞれが満足することが非常に重要であります（ただし、満足の度合いは個人差が非常に大きいということも認識しておく必要があるでしょう）。市民（顧客）の満足は、サービスに対する要望や提案が実現されることであり、行政（提供者＝職員）の満足は、市民からの評価（感謝、ねぎらい）や仕事のやりがい、処遇（地位、給与など）への反映

であります。

では、満足はどうかすれば得られるのか。それは、市民（顧客）に対して、最少・最適な経費で、より価値の高い行政サービスを提供することであり、そのためには、市民ニーズの把握が何よりも重要であります。通常、市民からの要望、苦情などは、市の窓口だけでなく、市議会議員、投書、電子メール、電話などを通して寄せられます。また、行政側からは、市政モニターや各種審議会、パブリックコメントなどで把握に努めています。

しかし、より積極的に市長自ら市民の集まりに向く「出前ミーティング」や、市役所に来ていただき意見交換を行う「市長サロン」を実施するとともに、アナログ的ではありますが「目安箱」を市本庁舎や各出張所に設置しました。専用の用紙を用意して、そのまま目安箱に投かんしたり、折り畳んで料金受取人払いで郵送したりできます。

また、職員との意思疎通も大切であると考えており、部長級の職員との朝食会（7:30～8:30、自己負担でサンドイッチとコーヒー程度）を毎月開催するほか、課長級の職員とは同様の朝食会を年12回程度実施、さらに若手職員とは昼休みに弁当持参でのフリートークをランチミーティングとして市長室で開催しています。

私は、相互理解を深めるための有機的かつ有効な手段は、現代社会においてもなお「会話」であり「対話」であると確信しています。

### 瀬戸大橋のまち

本市は、昭和63年4月に本四架橋3ルートの中で最初に開通した「瀬戸大橋」の四国側の玄関都市であります。開通当初は、架橋記念博覧会などで活気付き、「瀬戸大橋のまち」として夢と希望に満ちあふれていました。しかしながら、通行料金がほかの高速道路に比べ格段に高く、人々はその引き下げを望み、坂出商工会議所を中心に「100万人署名運動」なども展開されました。

ハード事業は完成したものの、高い通行料金が非常に大きなあい路となり有効に活用されているとは言い難い状況であります。さらに、ハード事業に偏重した国全体の累次の財政出動は、モラルハザードを誘発し、時代のすう勢とともに限界を迎えたと言わざるを得ません。

### 古のロマンのまち

本市は、そもそも「塩のまち」として栄え、その塩の積出港として港が発展し、市管理の重要港湾となりました。その後、埋立地に番の州工業地帯が形成され港湾工業都市として変貌を遂げ、昭和63年春の瀬戸大橋の開通を契機に「瀬戸大橋のまち」となりました。

しかしながら、その一方で、本市には優れた文化遺産が点在しており、さらには歴史上の多くの偉人に「縁」があります。そこで「古」に目をやり、郷土の先人に感謝し、市民が誇れる「古のロマンのまち坂出」を提唱し、客が訪れやすいまちに整備してまいります。

私は、古のキーパーソンとして6人の歴史上の偉人に注目しています。

- 【柿本人麻呂】沙弥島（狭岑の島）で歌を詠む。
- 【崇徳上皇】平安末期の第75代天皇、悲運の天皇。
- 【西行法師】崇徳上皇亡き後、御陵を訪れ悲哀の歌を詠む。
- 【菅原道真】讃岐の国の国司として4年間赴任。
- 【理源大師】空海の実弟（真雅）に学んだ、沙弥島生まれとの説。
- 【久米通賢】塩田開発で坂出の礎を築いた発明家、地図作成の権威。

そうした中で、歴史、偉人、偉人縁の地、史跡の再調査や資料の整理を進めてまいります。史跡などの場所の確定が進めば、白地図に落としデータ化したベースの地図を作成し、そこから各種の専用の地図（HP用、史跡巡り用、サイクリング用、まち歩き用など）を作ります。

折しも、平成21年より4年間の予定で、県の埋蔵文化財センターが中心と



坂出に伝承されてきた「坂出太鼓台」

### プロフィール

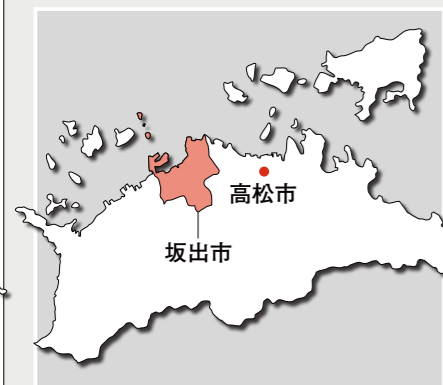
- ◆ 面積 92・46km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 5万7361人
- ◆ 世帯数 2万4257世帯

〔将来都市像〕古のロマンのまち 坂出  
〔まちの特徴〕県の中央部に位置し、中央を流れる綾川の東には古代条里制による田園地帯、北には臨海工業地帯とともに瀬戸大橋沿いに瀬戸内海の島々が連なる美しい景観が広がり、郊外には緑豊かな五色台や讃岐富士と称される飯野山などを有する風光明媚なまち

〔特産品〕坂出三金時（ミカン（小原紅早生）、金時人参、早掘甘藷）、ブロッコリー、レタス、大根



坂出市長 綾 宏



〔観光〕五色台、崇徳上皇白峯御陵、西行法師のみち、国宝神谷神社、沙弥島、瀬戸大橋記念公園、東山魁夷せとうち美術館、聖通寺山公園、国庁跡

〔イベント〕瀬戸大橋駅伝競走大会、さかいで塩まつり、かわつ花菖蒲園一般開放、さかいで大橋まつり、水のフェスティバル in 府中湖、坂出天狗まつり、坂出天狗マラソン、まなとピアフェスティバル、さかいで光輝里フェスティバル

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



あま市長  
むらかみこうじ  
村上浩司

# 「一生涯、住み続けたいまち“あま”」の 実現に向けて

## 新市紹介 あま市 (愛知県)



数多くの文化財が残る「甚目寺観音」境内

あま市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と隣接しています。近郊農業を中心として発展してきましたが、近年では住宅や店舗、工場などの増加に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成しています。市内には、寺社や史跡が散在するとともに、甚目寺観音での「節分会」や萱津神社での「香の物祭り」、蜂須賀蓮華寺での

**歴史ロマンあふれる緑豊かなまち**  
あま市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と隣接しています。近郊農業を中心として発展してきましたが、近年では住宅や店舗、工場などの増加に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成しています。市内には、寺社や史跡が散在するとともに、甚目寺観音での「節分会」や萱津神社での「香の物祭り」、蜂須賀蓮華寺での

本年3月22日に、七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、新たに「あま市」が誕生しました。



加須市長  
おおはしりょういち  
大橋良一

# 「水と緑と文化の調和した 元気都市づくり」にチャレンジ

## 新市紹介 加須市 (埼玉県)

本年3月23日に、加須市、騎西町、北川辺町、大利根町が合併し、新「加須市」が誕生しました。

### 市街地と農村地域とが調和したまち

加須市は、関東平野のほぼ中央部、都心から50km圏に位置し、群馬県、栃木県および茨城県に接しています。市の中を流れる「坂東太郎」の異名をもつ利根川によって運ばれた土砂が堆積し、肥沃な土壌で形成された平坦地で、品質・生産量ともに埼玉県内一の米どころです。

毎年5月には全長1000mのジャンボこいのぼりの遊泳が行われ、童謡「たなばたさま」や全国の校歌など3000曲以上の作曲をした下總皖一や近代洋画の旗手である齋藤与里の出身地でもあります。

また、埼玉県の天然記念物に指定されている樹齢約400年の大藤がよく似合う騎西城や玉敷神社、東京ドーム700個分ほどの広さの渡良瀬遊水地、トマトやいちごなどの丹精込めた農作物がそろった道の駅など、古き良き歴史と伝統を残しながら都市機能が集積しており、市街地とその周辺に広がる農村地域との調和が特性となっています。

**全国トップレベルの行政サービスを目指して**  
本市は、それぞれの地域が素晴らしい魅



ジャンボこいのぼりの遊泳

力に満ちており、無限の可能性を秘めています。私は、これらの地域資源を生かし、また、「加須」は「かぞ」であるということ、全国の方に認知していただけるよう、市の将来都市像である「水と緑と文化の調和した元気都市」を目指したまちづくりを推進してまいります。

そして、市民の皆さまから「住んでいて

### 新市プロフィール



- 人口 11万6051人
- 世帯数 4万1788世帯
- 面積 133.47km<sup>2</sup>  
(平成22年7月1日現在)
- 特産品  
こいのぼり、手打うどん、いちじく、梨、コシヒカリ、トマト(木甘坊)、いちご
- 観光名所・旧跡  
浮野の里、騎西城、玉敷神社、渡良瀬遊水地、道の駅きたかわべ、道の駅童謡のふる里おとね
- 行事・イベント  
節分会(2月)、藤まつり(4~5月)、市民平和祭(5月)、オニバスフェスタ(8月)、市民まつり(10月)、こいのぼりマラソン大会(12月)

「二十五菩薩来迎会」など伝統文化が数多く残されており、歴史のまちとしても知られています。

また、全国屈指の産地である七宝焼をテーマにした「見て」「触れて」「学んで」「体験する」ことができる総合施設七宝焼アートヴィレッジには、尾張七宝の名品鑑賞・製作工程の見学・製作体験ができる「ふれあい伝承館」と、四季折々の草花に囲まれた散策路や憩いの広場など水と緑に親しむことができる「ふれあい広場」があり、市内外から多くの方にお越しいただいています。

### 市民主導型のまちづくり

本市は、今日までこの地域で築かれてきた歴史、文化、自然、伝統的産業などの魅力ある資源があり、また大都市であ

良かった」「合併してよかった」と言われるよう、合併のメリットを最大限生かしながら、行財政改革や財政健全化を推進するとともに、全国トップレベルの行政サービスを目指して参ります。

特に、皆さまの命と健康を守るため、小児救急医療を含む地域医療ネットワークを構築します。

また、福祉、子育て、環境、教育など行政のさまざまな分野において、家族や地域の「絆づくり」をキーワードとした事業展開を図り、新市の一体化を推進して参ります。

今後とも、「改革」「継承」「市民との協働」を基本姿勢として、新しい加須市のまちづくりに全力でチャレンジしていく覚悟であります。そして、市民の皆さまとの信頼関係を最も大切にし、どのような課題に直面しても「誠意と熱意」を持って対応し、「公平・公正」な市政運営を進めて参ります。

る名古屋市に隣接しているという地理的・交通的な好条件を生かして、新たな価値を創造するまちづくりを目指していかなければなりません。

さらに、これからは「地域が主体となるまちづくり」、「市民が主役となるまちづくり」が必要不可欠であるため、あらゆる形で市民・地域・行政が活発に交流・連携を図りながら、この地域の「あま力」を総結集して、市民と共にまちを創りあげていくことが重要であると考えます。

私の基本理念であります「一生涯、住み続けたいまち、あま」の実現に向けて、市民の皆さまがあま市に心から愛着を持ち健康で安心して暮らせ、子どもや孫たちに自信を持って引き継いでいける夢と希望に溢れたまちを目指し、全力でチャレンジしてまいります。

### 新市プロフィール



- 人口 8万8085人
- 世帯数 3万3757世帯
- 面積 27.59km<sup>2</sup>  
(以上、平成22年7月1日現在)
- 特産品  
水菜、ネギ、小松菜
- 観光名所・旧跡  
七宝焼アートヴィレッジ、蜂須賀蓮華寺、甚目寺観音
- 行事・イベント  
節分会(2月)、二十五菩薩来迎会(4月)、香の物祭り(8月)

# 全国市長会の動き



6月23日～7月26日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

正副会長は、福山内閣官房副長官、瀧野内閣官房副長官、民主党の奥田副幹事長、郡政策調査会副会長、自民党の大島幹事長、石破政務調査会長、公明党の斎藤政務調査会長に面談の上、要請するとともに、各委員会正副委員長等は、各省の政務三役等に面談の上、要請した。

併せて、みんなの党の渡辺代表、社会民主党の福島党首、国民新党の亀井代表、たちあがれ日本の平沼代表、新党改革の舩添代表宛てに、それぞれ同決議・重点提言を提出した。

### #3 「高齢者医療制度改革会議(第8回)」に、国民健康保険対策特別委員長の岡崎・高知市長並びに全国後期高齢者医療広域連合協議会長の横尾・多久市長が出席

7月23日、厚生労働大臣の下に新たに設置された「高齢者医療制度改革会議(第8回)」が開催され、中間とりまとめ原案について審議。

本会を代表して国民健康保険対策特別委員長の岡崎・高知市長並びに全国後期高齢者医療広域連合協議会を代表して同協議会長の横尾・多久市長が出席した。

会議では、岡崎・高知市長から、①本改革会議の議論において、「都道府県が責任を持って担うべきではないか」との意見が多数あったこと



岡崎・高知市長

を踏まえ、都道府県は、後期高齢者医療を含め国保制度について、広域化は市民ではなく県民の広域的な健康を守るという視点に立ち、もっと積極的にその責任を負うべきであること、②今回示された案では、都道府県は75歳以上の財政運営のみを担うとしているが、将来の国保運営に多大な影響を与える医療給付及び突発的な疾病などの発生等による赤字補てんの最終的な財政責任や、世帯単位の合算算定による保険料の軽減にかかる財源負担などが不明確であること、③新たな制度の財政運営にかかる移行手順については、高齢者については都道府県単位で財政運営をはじめ、それ以外の方々については暫定的に市町村に残るとなると、実務上現場は大変混乱することが想定されるため、期限を定めて、全国一律に都道府県化すべき等、また、



横尾・多久市長 (向かって左)

横尾・多久市長からは、①中間とりまとめ案作成に当たっては、本会議に与えられた使命、基本理念を踏まえつつ、新たな制度において国が全面的な財政支援を、市町村が徴収・窓口サービスなどの業務を担うとした上で、都道府県が全体的なマネージメント等に主導的な役割を果たすこと、②新システムの構築については、制度設計の中身を早期に詰めるとともに、その準備期間を十分に設けること等について発言した。

今後のスケジュールについては、8月中旬に公聴会を開催し、8月20日の次回会議で中間とりまとめ、引き続きの検討課題を含め年末までに最終まとめを行う予定。

「社会文教部」

### #1 「平成23年度都市税制改正に関する意見」を提出

7月13日、都市税制調査委員会(委員長・松浦・高知市長)は、平成23年度の税制改正に向けた現時点における提言として「平成23年度都市税制改正に関する意見」をとりまとめ、総務省に提出した。



福山内閣官房副長官に決議・重点提言事項を提出する正副会長

同意見では、「地域主権の確立に向けた地方税体系の構築」(①国・地方の税源配分の当面「5・5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築、②権限移譲に伴う税財政措置、③税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築)、「環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保」、「都市税源の充実強化」等について提言している。

「財政部」

### #2 理事・評議員合同会議を開催 決議・重点提言事項により正副会長が実行運動

7月14日、理事・評議員合同会議を全国都市会館において開催。

地方財政審議会の神野会長から「補助金の一括交付金化及び政府税制調査会の検討状況等」について講演の後、6月9日開催の第80回全国市長会議における決議・提言事項、諸会議の開催状況等についての報告を了承するとともに、11月開催の理事・評議員合同会議及び委員会開催要領、参与の委嘱について協議・決定した。

会議終了後、「決議・重点提言事項」により、